

岡 行 革 第 8 号  
平成 26 年 4 月 25 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ・平成 19 年度包括外部監査 | 2 項目 |
| ・平成 20 年度包括外部監査 | 1 項目 |
| ・平成 23 年度包括外部監査 | 2 項目 |
| ・平成 24 年度包括外部監査 | 7 項目 |

以上



岡山市監査委員公表第16号

地方自治法第252条の38第6項の規定により，市長から，包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する措置状況が，別紙のとおり提出されたので公表する。

平成26年5月2日

岡山市監査委員	白	神	利	行
同	種	田	和	英
同	三	木	亮	治
同	田	中	慎	弥

## 平成19年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容	
1	総務局 総務企画課	分庁舎警備 業務委託契 約について	人的警備の必要時 間の見直しについて	基本的に機械警備であるため、職員が概ね退庁する時間 までの人的警備が必要かどうか疑問である。人的警備時間 の短縮を検討する必要がある。	26年度警備委託において、本庁舎・分庁舎・保健福祉会館 の人的警備を一本化及び合理化し、分庁舎の人的警備時 間の短縮を行った。(4時間/日→2.75時間/日)
2	総務局 総務企画課	保健福祉会 館警備業務 委託契約に ついて	人的警備の必要時 間の見直しについて	基本的に機械警備であるため、レストランの利用に合わせ た人的警備が必要かどうか疑問である。レストランの利用 者が職員か職員以外か等により人的警備時間の短縮を検 討する必要がある。	26年度警備委託において、本庁舎・分庁舎・保健福祉会館 の人的警備を一本化及び合理化し、保健福祉会館の人的 警備時間の短縮を行った。(4時間/日→2.25時間/日)

# 平成20年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	指摘等内容	措置内容
1	総務局 人事課	<p>1.出張者本人が交通機関の切符購入や宿泊予約をしている現状を改め、市役所と旅行会社等の民間業者間の契約を締結し、職員からの発注を集約化したうえで同業者から配達をうけ代金支払いも市役所から行なわれるようにして、事務執行の効率化を図ることを検討すべきである。</p> <p>2.前項のシステムに移行しない場合であっても、旅費の精算に関して、現在の個人に対して現金支払いによる精算方式を改め、振込にするか給料支給時に給料と併せて支払う等に改革し事務執行の効率化を図るべきである。</p> <p>3.旅費に関する規定のうち民間事例と乖離した部分を改め、現実的な規定に改めるべきである。</p> <p>4.現在の出張許可、旅費に関する申請方式はIT基盤を活用しネットで可能とするように改善すべきであるが、格別に大きなシステムの開発や投資は必要ないはずである。</p>	<p>旅費規程に基づく、旅行命令、旅費計算、旅費の支払い等は複雑であり、用務によって旅程は多岐に渡るため、事務執行の効率化の手法としては、外部委託やシステム化はそぐわなかった。ただし、旅費計算のマニュアルを整備し、研修を実施することで、職員の負担軽減を図っており、今後も継続していくこととしている。また、内部管理システム導入により、口座振替の手続きや出張申請を容易なものとし、事務執行の効率化を図っている。</p> <p>出張に付随する費用については、国家公務員の旅費法を元に条例で定めている。なお、新幹線のぞみ号等を利用した場合の鉄道賃、航空賃、外国旅行の旅費については、領収書を添付し精算することとしている。</p>

# 平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年2月28日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	住宅課	公営住宅 使用料 (2)駐車場使用料について	<p>駐車場使用料については、岡山市住宅課管理係が金融機関からの領収済通知書に基づき、各年度の収納実績額を現年調定額としている。そのため、実際には年度末時点で滞納が発生しているにも関わらず、結果として駐車場使用料に係る滞納繰越額は開示されない。また、各年度の収納実績額を現年調定額とすることから、駐車場使用料に係る収納率は100%になり、実態とは乖離した収納率が開示されている。</p> <p>納付期限の到来した駐車場使用料を現年調定額として開示し、現年調定額に係る収入未済額を翌年度の滞納繰越額とすることで、実態に合った開示をする必要がある。</p> <p>なお、平成22年度時点における滞納額は、概算で約700万円程度である。</p>	<p>駐車場使用料については、平成25年4月分から調定し、請求している。また、それ以前の滞納分については、過年度繰越として調定した。</p>
2	住宅課	公営住宅 使用料 (1)家賃収納方法の改善について	<p>岡山市より現年調定額の収納率の高い他の政令指定都市が、口座振替率において必ずしも岡山市より高い口座振替率であるとは限らない。しかし、岡山市より現年調定額の収納率が高い他の政令指定都市の口座振替率は、岡山市の口座振替率よりも高いことの方が多いのでは明らかである。</p> <p>そのため、口座振替率の向上に向けて現在の対策に加え、納付指導や訪問徴収の際の口座振替への切替え促進、ホームページにおけるPR活動強化、口座振替に切替えた入居者へのキャンペーン実施、入居段階での窓口対応の強化等の策を講じることが望ましい。</p> <p>但し、現在の口座振替対象者における収納率は、約90%で推移していることから、口座振替率の向上のみをもって、即座に収納率の向上につながるとは必ずしもいえない面がある。そのため、口座振替による自動引落について、当月家賃の引落日である当末日以外の特定の日を指定して、自動で引き落とせるようにすることや滞納繰越分についても口座振替による引き落としを可能とする等を検討することが望まれる。</p>	<p>口座振替率の向上については、指定管理者が、新規入居者については口座振替による納付方法を原則とした入居手続きを行っている。また、公営住宅管理システムとは別に、口座振替による過年度滞納分の支払いに応じる者については、平成25年10月から法的措置係で口座振替による徴収を開始した。なお、振替日も個別に応じている。</p>

## 平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年2月28日現在で改善措置を講じた事項  
(指摘事項)

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
1	北区総務・地域振興課	元北長瀬用悪水路	過去の区画整理等によって地番が消失した可能性がある土地について現在調査中とのことであるが、法務局からの調査結果を受け、早急に対応すべきである。法務局での調査でも不明となった場合には、その旨の記録を残し、しかるべく決裁をうけて公有財産台帳及び登記簿を整理する必要がある。	平成25年11月28日付けで土地登記簿の閉鎖手続き完了。 平成25年12月10日付けで公有財産台帳の土地処分完了。
2	保健管理課	旧岡山市立隔離病舎	旧岡山市立隔離病舎は、平成11年4月に変更された名称であり、現在は岡山市市民病院の別館として利用されている。平成23年度版の公有財産台帳において、旧名称のままとなっており、現在の利用状況を示す名称への更新が行われてない。現在も公有資産として利用されている施設については、現在の施設名称を示す適切な名称に変更する必要がある。	公有財産台帳の名称を「感染症病棟」に変更済。

## 平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年2月28日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課 (財産管理課)	全庁的的案件	業務の実施にあたり、事業計画書において施設の利用者の向上に向けた施策の実施や、費用削減等を掲げている指定管理者が多い。しかし、その内容は抽象的なものであり、具体的な目標数値等が明示されているものは見受けられなかった。このような計画の実施成果の判断基準として、利用者数や費用削減割合等といった定量的な情報は重要な指標であるため、具体的な目標値として設定することが望まれる。	定量的な情報が、どのような性質・目的を持つ施設にとって重要な指標となりうるのか、そしてどのような効果が期待できるのか、また有効な検査の方法について他都市の事例の調査・研究を行った。
2	財産活用マネジメント推進課 (財産管理課)	全庁的的案件	市は、指定管理者から年間の業務の執行状況等を示した事業報告書を入力し、それに基づき業務の実施状況について検査を行い、検査調査書を作成しているものの、その検査調査書においては、その検査での判断過程が明記されていない。 検査調査書は、その運営実態の記録だけでなく、その評価の過程を明示することが肝要である。提出された事業報告書の内容の分析や考慮された事項について、記録することが望まれる。	定量的な情報が、どのような性質・目的を持つ施設にとって重要な指標となりうるのか、そしてどのような効果が期待できるのか、また有効な検査の方法について他都市の事例の調査・研究を行った。
3	財産活用マネジメント推進課 (財産管理課)	全庁的的案件	運営状況の評価にあたっての評価観点が明示されていない。担当者の引継ぎや、複数の施設の画一的評価にあたり、毎年一定の観点から評価を行う必要があると考えられることから、評価観点を明示することが望まれる。 また、評価を行うにあたり、稼働率は、施設の稼働状況を把握するための指標であり、指定管理者の業務の努力指標として有用な指標となる。稼働率が算定されていない施設が多いことから、稼働率の把握についても検討することが望まれる。	定量的な情報が、どのような性質・目的を持つ施設にとって重要な指標となりうるのか、そしてどのような効果が期待できるのか、また有効な検査の方法について他都市の事例の調査・研究を行った。
4	北区総務・地域振興課	元青江道路敷	商業店舗は、市の土地を使用して営業活動を実施しており、その土地の使用は不当利得にあたる可能性もあり、早期に過去の経緯を調査し、不当利得として返還請求すべきものがないか確認のうえ、売却の手続きを進めることが望まれる。	平成26年1月27日付けで隣地所有者と売買契約締結。 同日、国(財務省)の同様事例を参考に、既往使用料10年分を徴収。 平成26年2月10日付けで公有財産台帳の土地処分完了。
5	公共建築課	全庁的的案件	国及び県の基本方針を受けて、市は平成27年度での耐震化目標を掲げているが、現状を把握する耐震診断が、十分にできていない現状においては、目標達成可否の見通しを立てることも困難な状況である。そのため、現在の耐震診断の達成目標から後退しないようにすることが望まれる。	「岡山市有建築物の耐震化計画指針」に基づき、防災・避難拠点等の用途上「早急な対応が必要な施設」の耐震化について、今年度は耐震性能が低いと考えられる中高層棟(3階建て以上)の耐震診断を計画通り実施し完了した。平成26年度に低層棟(2階建て以下)を実施し耐震診断を完了させる予定である。耐震改修については、平成30年度までの完了を目指す。